

○電気工事業の登録について

○事業として、一般電気工作物および最大契約電力 500kW 未満の電気工作物に係る電気工事を行う場合、事業者は、電気工事業の登録(※1)をする必要があります。

(※1) 建設業の許可を受けている場合には、届出が必要です。登録の要件が建設業許可とは異なっておりますので、**建設業許可を受けていても、必ずしも、電気工事業法上の登録ができるとは限りません。また、建設業許可(電気工事業)を受けても、自動的に電気工事業法上の登録は、されません。**

○5年更新制。

○無登録で電気工事を行った場合、電気工事業法第3条第1項違反となり、電気工事業法第36条(一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し又はこれを併科する。)の罰則があります。

○事業(電気工事業)とは、有償・無償を問わず、電気工事を反復・継続して他の者から依頼を受けた電気工事を実施する場合をいいます。

○**直接、工事を請け負わない場合(下請け、専属契約)であっても、電気工事業の登録は必要ですので、留意願います。**

○電気工事業登録(建設業の許可を受けている場合には届出)を行う場合には、**営業所毎に主任電気工事士を選任する必要があります。**
主任電気工事士の要件は、第一種電気工事士免状の交付を受けた者、または第二種電気免状の交付を受け3年以上の一般用電気工作物の実務経験を有するものに限定されていますので、留意願います。

○奈良県に営業所がある場合の電気工事業の登録申請は下記、県エネルギー政策課まで、お問い合わせください。

○電気工事における資格および電気工事業登録の確認について

今後、県エネルギー政策課においても、電力会社、電気主任技術者、建設業者、大手電気量販店、各自治体土木・建築担当課に**上記(資格、登録)確認の周知を徹底**して行ってまいりますので、皆様方におかれましても、留意願います。